

令和7年産大豆播種前入札取引のポイント

- 令和7年産大豆の播種前入札は、試行的に2回実施します。
- 上場数量は、従来と同じく2回合計で、1,700トン以上集荷見込みがある産地品種銘柄ごとに、その10分の1です。

事 項	7年産播種前入札に適用する事項	現行規程等からの変更点
1 買い手登録手続き [規程 第5条] [遵守事項 3～6]	協会 HP からダウンロードした所定の様式に必要事項を記入して提出してください。登録手数料 10,000 円(税込み)の入金が確認できたら登録手続き完了です。ID とパスワードを発行しますので厳重に管理してください。 大豆販売業者（以下「問屋等」といいます）の場合、販売予定先業者名も登録してください。以降の追加登録はできません。	変更はありません
2 入札実施日 [規程 第8条] [遵守事項 9, 10]	協会 HP 上で、3月中旬に2回分（4月、5月）の日程を発表します。	第2回分を追加
3 上場情報の公表 [規程 第8条] [遵守事項 9 10]	協会 HP（登録者用）において、4月第1週に公表します。 上場情報書および入札表は第1回目、第2回目分ともに公表します。	公表期日はこれまでと同じです。 上場情報書は、第1回と第2回の両方を一括して公表します。 入札表は第1回分のみダウンロードできます（第2回入札の入札表は、第2回上場情報書を公表した時点でダウンロードできるようにします）
4 買付委託書(写し)の提出 [規程 第13条] [遵守事項 11]	買い手登録者が問屋等の場合、第1回入札日の7日前までに販売予定先の業者等からの買付委託書の写しをすべて提出してください。この買付委託書に記載のない産地品種銘柄は入札することができません。 この段階では参加する入札回の内訳まで記入する必要はありません。	変更はありません
5 入札 (第1回、第2回共通) [規程 第14条 第15条] [遵守事項 13]	すべての買い手登録者は、第1回、第2回目入札ともに参加できます。第1回、第2回どちらか一方だけの参加も可能です。 ただし買い手登録者が問屋等の場合、第1回、第2回ともに販売先からの「買付委託書(写し)」に記載されている産地品種銘柄区分のみ入札に参加できます。第1回の入札参加は見送り、第2回入札のみ参加することも可能です。	基本的な考え方はこれまでと同じです。 買い手登録者が問屋等の場合、「4 買付委託書(写し)の提出」により登録した販売先から買付を委託された産地品種銘柄区分以外の入札申込は、第1回、第2回ともにできません。
6 上場情報(第2回) [規程 第8条] [遵守事項 9 10]	売り手は、第2回入札の上場情報提示日の2日前までに、第1回入札において落札されなかった産地品種銘柄の不落数量を上乗せし、第2回上場申出書を提出します。	売り手からの上場申出書により第2回上場情報書を公表します。 この時点で第2回分の入札表を HP 上に掲載し、ダウンロードできるようにします。
7 入札保証金の預託 [規程 第17条 第25条] [遵守事項 12]	入札保証金は第2回入札まで有効ですが、第1回目で落札した大豆の売買金額総計の10分の1相当額を控除した額を第2回の保証金預託額とみなします。 このため、第2回入札に必要な保証金額は予め余裕をもって預託してください。ただし、第2回入札前に保証金を追加することは可能です。	第2回分に有効な保証金額は、協会から通知しません。また、個別の問合せにも応じられませんので、各自で再計算されるようお願いいたします。
8 入札保証金の返還 [規程 第17条 第25条] [遵守事項 21～23]	第2回入札で落札があった場合の売買基本締結期限は令和7年7月31日です。保証金返還手続きは売買基本契約の締結を確認してから開始します。 第2回目の落札が無かった場合は、第1回目に落札した大豆の売買基本契約が6月30日までに締結されたことを確認して、保証金返還手続きを開始します。	第2回入札で落札があった者の保証金返還手続きの開始は、これまでより1か月遅くなります。

